入　札　説　明　書

平成２５年１２月１３日付けで公告した制限付き一般競争入札（物品調達契約）に参加しようとする者は、別に定めるもののほか次の事項を熟知し、かつ、遵守しなければならない。

１　発注者　青森県知事

２　入札に付する事項

(1) 品　　名　原子力防災活動資機材備品

(2) 規　　格　別紙仕様書のとおり

(3) 数　　量　一式

(4) 納入期限　平成２６年２月２８日

(5) 納入場所　別紙仕様書のとおり

３　入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる条件をすべて満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

ア　政令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。

イ　青森県財務規則（昭和 39 年 3 月青森県規則第 10 号）第 128 条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。

ウ　物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札に参加する者の資格等に関する要領（平成 13 年 4 月 1 日施行）第 5 で規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）に登録され、かつ、A等級に格付されている者であること。

エ　県内に本店を有する者であること。

オ　物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成 12 年 1 月 21 日施行。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、制限付き一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。

カ　競争入札参加資格者名簿に登載された日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第 9 号から第 16 号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。

キ　営業品目（保安用品、消防用品又は理化学・計測機器）が競争入札参加資格者名簿に登録されている者又は２（1）に掲げる物品と同一の種類の物品について、過去５年の間に納入実績があることを証明した者であること。

ク　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者

を除く。）でないこと。

(2) 入札に参加する者に必要な資格の確認

制限付き一般競争入札に参加しようとする者は、制限付き一般競争入札参加資格確認申請書（第3-1号及び第3-2号様式。以下「申請書」という。）を原則として持参により提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。資格の確認結果については、制限付き一般競争入札参加資格確認結果通知書(第5号様式)により通知する。

ア　提出期限　平成２５年１２月２０日　１２時００分

イ　提出場所　青森県青森市長島一丁目１番１号
　　　　　　　青森県　出納局　会計管理課　物品調達グループ（県庁東棟１階）

ウ　提出部数　１部

4　入札説明書等に関する質問

入札説明書等に関する質問がある場合は、入札説明書等に関する質問書（第１号様式）を原則として持参により提出すること。

なお、入札説明書等に関する質問書に対する回答は、青森県出納局会計管理課ホームページへの掲載及び会計管理課物品調達グループにある業者用掲示板への掲示による方法で行う。

(1) 提出期限　平成２５年１２月１９日　１２時００分

(2) 提出場所　３の(2)のイに定める場所に同じ。

5　制限付き一般競争入札に参加しようとする者に要求される事項

(1) 制限付き一般競争入札に参加しようとする者は、当該入札の執行が完了するまでは、いつでも当該入札を辞退することができる。

(2) 制限付き一般競争入札に参加しようとする者は、入札日の前日までの間において、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6　入札及び開札に関する事項

(1) 日時　平成２６年１月７日　１３時３０分

(2) 場所　青森県青森市長島一丁目１番１号
　　　　　青森県庁舎東棟１階　会計管理課入札室

(3) 入札保証金　免除する。

(4) 入札に関する注意事項

ア　入札に参加する場合には、下記の書類を持参すること。

(ｱ) 制限付き一般競争入札参加資格確認結果通知書

(ｲ) 委任代理人が入札するときは、委任状（既に有効な期間委任状を提出している場合は、持参不要である。)。

イ　入札に当たっては、財務規則に定める入札者心得書を遵守するものとする。

入札者心得書は、インターネットにより、次のＵＲＬ（アドレス）から入手できる。

http://www.pref.aomori.lg.jp/kensei/yosan/files/kokoroe.pdf

ウ　入札書には、別紙参考書式を参考に、次の事項を記載すること。

(ｱ) 入札年月日

(ｲ) あて名は、「青森県知事」とする。

(ｳ) 入札参加者の所在地、商号又は名称、代表者の職氏名及び印（個人の場合は、住所、氏名及び印)

(ｴ) 入札金額

(オ) 品名

(カ) 数量等

エ　入札金額の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。

オ　郵便により入札書を提出することは認めない。

カ　入札執行回数は、原則として、3回を限度とし、不調の場合は最低の価格をもって入札をした者との随意契約によるものとする。

キ　2回目の入札において、落札者がなく、かつ、1者を除いて他の入札者がすべて辞退した場合は、以後の再度入札は行わず、その1者との随意契約によるものとする。

ク　1回目又は2回目の入札において、入札に参加しなかった者、無効の入札をした者は以後の再度入札には参加できないものとする。

ケ　再度入札に移行した場合において、直前の回の最低入札額と同額又はこれを上回る額の入札をした者の入札は無効とするものとする。

コ　入札が開始されてから入札を辞退するときは、入札執行者に入札辞退届を提出する、又は入札書に「辞退」と記入して入札箱に投函するものとする。

サ　委任代理人が入札を行おうとするときは、入札書に委任代理人の氏名（法人の場合は、当該法人の名称又は商号及び代表者名）を記名押印しなければならないものとする。

(5) 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

ア　予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

イ　落札者となるべき同価の入札者が2人以上あるときは、直ちに、くじで落札者を定める。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

7　契約に関する事項

(1) 契約書（案）　別紙のとおり

(2) 契約保証金

契約者は、契約金額の100分の5以上の契約保証金を納付するものとする。ただし、次のいずれかに該当するときは、その納付を免除する。

ア　契約者が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

イ　過去2年の間に国又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(3) 契約書の取り交わしの時期　落札決定の日から7日以内に契約を締結する。

(4) 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が3の(1)に掲げるいずれかの要件を満たさなくなったときは、当該契約を締結しない。

8　問い合わせ先

青森県青森市長島一丁目１番１号　青森県庁東棟１階
青森県出納局会計管理課物品調達グループ
担当　　主査　福士　友美
電話　　０１７－７３４－９１０４

（別紙）
契約書（案）

物　品　売　買　契　約　書（案）

住所
受注者

青森市長島一丁目１番１号
発注者　　青　森　県

上記当事者間において、物品売買のため、次のとおり（ただし、　　　　　　　　を除く。）契約を締結した。

（物品売買及び売買代金）
第１条　受注者は、次に掲げる物品（以下「売買物品」という。）を、次に掲げる売買代金により、発注者に売り渡し、発注者は、これを買い受けることを約した。
（1）　名　　　称　　原子力防災活動資機材備品
（2）　形式・規格　　別紙仕様書のとおり
（3）　数　　　量　　別紙仕様書のとおり
（4）　金　　　額　　　￥.
　　（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　￥.　　　　　　　　　）
（契約保証金）
第２条(A)　契約保証金は、金　　　　　　　円とする。
２　前項の契約保証金には、利息を付さないものとする。
３　第１項の契約保証金は、受注者が契約を履行した後、受注者に還付するものとする。
第２条(B)　契約保証金は、免除する。
（売買物品の納入等）
第３条　売買物品の納入期限及び納入場所は、次のとおりとする。
（1）　納入期限　　平成２６年2月２８日
（2）　納入場所　　別紙仕様書のとおり
２　受注者は、売買物品を納入しようとするときは、あらかじめその旨を発注者に通知するとともに、納入の際は、物品納入管理票を提出するものとする。
３　受注者は、第１項の納入期限までに売買物品を納入できないときは、遅滞なくその旨を発注者に通知しなければならない。
（売買物品の検査等）
第４条　発注者は、売買物品の納入があった場合において、受注者の立会いの下に検査を行うものとし、検査の結果、合格と認めるときは、直ちに売買物品の引渡しを受けるものとする。

2　前項の検査に要する費用及び検査のために売買物品が変質又は消耗き損したことによる損害は、すべて受注者の負担とする。ただし、特殊の検査に要する費用は、この限りでない。

3　受注者は、自らの都合により検査に立ち会わないときは、検査の結果について異議を申し立てることができないものとする。

4　第１項の検査に合格しなかったときは、受注者は、売買物品を遅滞なく引き取り、発注者の指定する期日までに代品を納入しなければならない。

5　前条第２項及び第３項並びに前４項の規定は、代品の納入について準用する。

（所有権の移転時期）

第５条　売買物品の所有権は、前条第１項の検査に合格し、引渡しを完了した時、発注者に移転する。

（売買代金の支払）

第６条　受注者は、売買物品の引渡しを完了した後、請求書により発注者に売買代金を請求するものとする。

2　発注者は、前項の請求書を受理した日から起算して３０日以内に売買代金を支払うものとする。

（遅延利息）

第７条　受注者は、その責めに帰する理由により第３条第１項の納入期限までに売買物品を納入しなかった場合は、当該納入期限の翌日から納入した日までの日数に応じ、売買代金の額につき年３．０パーセントの割合で計算して得た金額を遅延利息として発注者に納付するものとする。この場合において、遅延利息の額が１００円未満であるとき、又はその額に１００円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てるものとする。

2　発注者は、前項の遅延利息を、売買代金より控除するものとする。

（かし担保責任）

第８条　発注者は、売買物品の所有権が移転した後、売買物品に数量の不足その他隠れたかしがあることを発見したときは、当該所有権の移転後１年以内に受注者に対して売買物品の補修、取替え、この契約の解除又はこれらに代え、若しくはこれらとともに損害の賠償を請求することができる。

2　発注者は、受注者が前項の補修又は取替えに応じないときは、補修又は取替えに代わる必要な措置を講ずることができるものとし、これに要する費用は受注者が負担するものとする。

（契約の解除）

第９条　発注者は、前条の規定による場合のほか、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

（1）　その責めに帰する理由により、第３条第１項の納入期限までに物品を納入しなかったとき、又は納入する見込みがないと明らかに認められるとき。

（2） その他この契約に違反し、その違反によってこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

（契約保証金の帰属）

第１０条(A) 発注者が、前条の規定によりこの契約を解除した場合は、第２条の契約保証金は、発注者に帰属するものとする。

（違約金）

第１０条(B) 発注者は、前条の規定によりこの契約を解除した場合は、売買代金の額の１００分の５に相当する金額を違約金として受注者から徴収するものとする。この場合において、違約金の額が１００円未満であるとき、又はその額に１００円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てるものとする。

（損害賠償）

第１１条 発注者は、第９条の規定によりこの契約を解除した場合において、前条の違約金又は契約保証金（契約保証金の納付に代えて提供された担保については、当該担保の価値）若しくは履行保証保険の保険金の額を超えた金額の損害が生じたときは、その超えた金額を損害賠償として受注者から徴収する。

（協議事項）

第１２条 この契約書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、受注者と発注者とが協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、この契約書を２通作成し、受注者及び発注者が記名押印し、各自その１通を保有するものとする。

平成　　年　　月　　日

受注者　　　　　　　　　　　　㊞

発注者　青森県知事　三 村 申 吾　印

暴力団排除に係る特記事項

（総則）

第１　受注者は、青森県暴力団排除条例（平成２３年３月青森県条例第９号）の基本理念に則り、この特記事項が添付される契約（以下「本契約」という。）及びこの特記事項を守らなければならない。

（暴力団排除に係る契約の解除）

第２　発注者は、受注者（第１号から第５号までに掲げる場合にあっては、受注者又はその支配人（受注者が法人の場合にあっては、受注者又はその役員若しくはその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者））が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

（1）　暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。第５号及び第６号において同じ。）であると認められるとき。

（2）　自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を与える目的で暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）の威力を利用したと認められるとき。

（3）　暴力団の威力を利用する目的で金品その他財産上の利益の供与（以下この号及び次号において「金品等の供与」という。）をし、又は暴力団の活動若しくは運営を支援する目的で相当の対価を得ない金品等の供与をしたと認められるとき。

（4）　正当な理由がある場合を除き、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら金品等の供与をしたと認められるとき。

（5）　暴力団員と交際していると認められるとき。

（6）　暴力団又は暴力団員が実質的に経営に関与していると認められるとき。

（7）　その者又はその支配人（その者が法人の場合にあっては、その者又はその役員若しくはその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者）が第１号から前号までのいずれかに該当することを知りながら当該者とこの契約に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約を締結したと認められるとき。

（8）　第１号から第６号までのいずれかに該当する者を契約の相手方とするこの契約に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約（前号に該当する場合の当該契約を除く。）について、発注者が求めた当該契約の解除に従わなかったとき。

２　前項の規定により契約を解除した場合の契約保証金の帰属、違約金及び損害賠償については、本契約の規定による。

参考（契約書として調製するときは、この部分は削除する。）

【契約保証金等に係る削除条項例】

1　契約金額１５０万円以下の随意契約による免除（財務規則第１５９条第１項第６号該当）

　第２条(A)、第１０条(A)

2　履行保証保険契約締結による免除（財務規則第１５９条第１項第１号該当）

　第２条(A)、第１０条(A)

3　実績免除（財務規則第１５９条第１項第２号該当）

　第２条(A)、第１０条(A)

4　現金（又は納付証券）による納付（財務規則第１５９条第１項本文該当）

　第２条(B)、第１０条(B)

原子力防災活動資機材備品仕様書

仕様書最終確認

1　納入物品名

（1）β（γ）表面汚染測定用サーベイメータ(ケース込み)　10台
（2）電離箱式サーベイメータ（ケース込み）　2台
（3）α／β線用表面汚染測定用サーベイメータ(ケース込み)　1台
（4）中性子サーベイメータ（ケース込み）　2台
（5）防護服（空気呼吸器内蔵型）　10台
（6）空気呼吸器（本体）　10台
（7）空気ボンベ　20台

2　仕様

（1）β（γ）表面汚染測定用サーベイメータ(ケース込み)

性能：以下の性能を全て満たすこと

○測定線種

β（γ）線

○検出器

・しゃ光膜一体型プラスチックシンチレーション検出器

○機器効率

・25%/2π以上（^{36}Cl、距離5mmにおいて）

○測定範囲及び表示

・測定範囲は0～300kカウント/min
・アナログメータ、デジタルメータの両方の表示が可能であること。

○測定レンジ

・アナログ表示

1分当たり300kカウントまで計数でき、場の放射線量によりレンジ切換ができること。

・デジタル表示

1分当たり300kカウントまで計数できること。

○指示精度

・アナログ表示

フルスケールに対する許容差が±3%以内。又は、指示値に対する許容差が±10%以内のいずれかであること。

・デジタル表示

指示値に対する許容差が±3%±1digit以内

○モニタ音

放射線の入射を感知し音を発生させる機能を付け、ユーザーの設定によりON, OFFの切替えができること。

○時定数

時定数による測定が可能であること。

（時定数切替　3, 10, 30秒が少なくとも選択できること。）

○電源

屋外で持ち運びして使用するため電池とする。

○電源寿命

約２日間以上連続稼動すること。

○重量

片手で容易に使用が可能な重量であること。

○納入時添付品等

・検査成績書を添付すること。

・JIS Z 4329 及び JIS Z 4504に基づく直接測定法による機器効率試験及び校正を実施の上、校正証明書を校正の体系図とともに添付すること。

・ケースは容易に持ち運びできる重量とし、検出器本体を保護できるよう緩衝材を入れること。

・日本語の取扱説明書を添付すること。

・１年間の保証期間を付けること。

（２）電離箱式サーベイメータ（ケース込み）

性能：以下の性能を全て満たすこと

○測定線種

X線、γ線

○検出器

電離箱

○測定範囲及び表示

・1cm線量当量率　1μSv/h～300mSv/hの放射線量が測定できること。

・アナログメータ、デジタルメータの両方の表示が可能であること。

・直線表示アナログメータであること。

○測定レンジ

・場の放射線量によりレンジ切替ができること。

○指示精度

・アナログ表示

指示精度がフルスケールの±10％以内であること。

・デジタル表示

指示精度が±10％以内であること。

○電源

屋外で持ち運びし、使用するため電池とする。

○電源寿命

約２日間以上連続で稼働すること。

○重量

片手で容易に使用が可能な重量であること。

○納入時添付品等

・検査成績書を添付すること。
・JIS Z　4511に準じた校正を実施の上、校正証明書を校正の体系図とともに添付すること。
・ケースは容易に持ち運びできる重量とし、検出器本体を保護できるよう緩衝材を入れること。
・日本語の取扱説明書を添付すること。
・１年間の保証期間を付けること。

（３）α／β線用表面汚染測定用サーベイメータ（ケース込み）

性能：以下の性能を全て満たすこと

○測定線種

α線及びβ線

○検出器

・α線　ZnS(Ag)シンチレーション検出器
・β線　プラスチックシンチレーション検出器

○機器効率

・α線　25％/2π以上（^{241}Am、距離5mmにおいて）
・β線　25％/2π以上（^{36}Cl、距離5mmにおいて）

○測定範囲及び表示

・測定範囲は0～99.9kカウント/min
・アナログメータ、デジタルメータの両方の表示が可能であること。
・α線、β線が同時に計測可能で、同時に表示されること。

○測定レンジ

・アナログ表示

1分当たり99.9kカウントまで計数でき、場の放射線量によりレンジ切換ができること。

・デジタル表示

1分当たり99.9kカウントまで計数できること。

○指示精度

・アナログ表示

フルスケールに対する許容差が±3％以内。又は、指示値に対する許容差が±10％以内のいずれかであること。

・デジタル表示

指示値に対する許容差が±3％±1digit以内

○モニタ音

放射線の入射を感知し音を発生させる機能を付け、ユーザーの設定によりON, OFFの切替えができること。

○時定数

時定数による測定が可能であること。

（時定数切替　3, 10, 30秒が少なくとも選択できること。）

○電源

屋外で持ち運びして使用するため電池とする。

○電源寿命

約２日間以上連続稼動すること。

○外形、重量

片手で容易に使用が可能な重量であること。

○納入時添付品等

・検査成績書を添付すること。

・JIS Z 4329 及び JIS Z 4504に基づく直接測定法による機器効率試験及び校正を実施の上、校正証明書を校正の体系図とともに添付すること。

・ケースは容易に持ち運びできる重量とし、検出器本体を保護できるよう緩衝材を入れること。

・日本語の取扱説明書を添付すること。

・１年間の保証期間を付けること。

（４）中性子サーベイメータ（ケース込み）

性能：以下の性能を全て満たすこと

○測定線種

中性子線

○検出器

^{3}He比例計数管

○エネルギー範囲

・0.025eV～約15MeV

○測定範囲及び表示

・線量率　0.01μSv/h～9.999mSv/hの放射線量が測定できること。

・積算線量　0.01～9,999μSv の放射線量が測定できること。

・アナログメータ、デジタルメータの両方の表示が可能であること。

○指示精度

・±20％以内であること。（基準線量自体の不確かさを除く）

○電源

屋外で持ち運びし、使用するため電池とする。

○電源寿命

約２日間以上連続で稼働すること。

○外形、重量

概ね10kg以下であり、屋外での作業の障害となるようなコード等がないこと。

○納入時添付品等

・検査成績書を添付すること。
・JIS Z 4521に準じた校正を実施の上、校正証明書を校正の体系図とともに添付すること。
・ケースは容易に持ち運びできる重量とし、検出器本体を保護できるよう緩衝材を入れること。
・日本語の取扱説明書を添付すること。
・１年間の保証期間を付けること。

（５）防護服（空気呼吸器内蔵型）

○放射能汚染や内部被ばくを低減することのできる消火服であり、全身を覆う構造であること。また、耐熱性能を有すること。

○顔面部は、放射線防護のため、アクリルバイザーは鉛を含み、耐熱のための保護フィルムを貼り付けてあること。

○フード部は、頭部の動きに合わせ、胴体部と独立して動かすことが出来る構造とすること。

○空気残量チェック窓を有すること

○線量計を入れることができる内ポケットを有すること。

○鉛が織り込まれたシート製パンツを内装すること。

○手袋部は着脱できること。

○長靴部は着脱できること。また、靴のサイズは、２６ｃｍが２着、２７ｃｍが５着、２８ｃｍが３着とすること。

○日本語の取扱説明書を添付すること。

○１年間の保証期間を付けること。

（６）空気呼吸器（本体）

性能：以下の性能を全て満たすこと

○機器構成

・面体、調整器（二次減圧器）、一次減圧器、警報器、圧力計、背負具で構成されること。

○面体

・接顔部は、気密性を保つことができ、かつ容易に装着できること。
・顎部に汗を排出する穴を持たせること。また、この穴があっても気密保持が保てること。
・調整器と差し込み式で接続ができ、接続時は充分な接続強度を有すること。

○調整器

・自動で陽圧されること。
・面体と差し込み式で接続でき、接続時は充分な接続強度を有すること。
・衛生管理のための調整弁の分解・点検・清掃等が、使用者にて行えるものであること。

○一次減圧器

・JIS 8246 で定められた空気ボンベ及び今回納入する予備ボンベと接続使用が可能であること。

・最高使用圧力は、30MPa とする

○残圧警報

・ボンベの残圧が 5Mpa 程度以下となった際に、中圧空気により警報音を発生すること。

○圧力計

・最高使用圧力は、30MPa とする

○背負具

・帯電防止性能を有すること。

・布部は難燃繊維を用いること。

・肩パット、腰パット等により、身体へ触れる部分の負荷を軽くすること。

・体格に合わせて背負具の長さを調節できるものであること。

・圧力計のホース及び調整器のホースは、背負具に収納（内蔵）するか背負具と一体とし、ホース部の余分な絡み等がないようにすること。

○納入時添付品等

・上記構成品を収納する収納ケースを付属すること。

・日本語の取扱説明書を添付すること。

・１年間の保証期間を付けること。

（７）空気ボンベ

○内蔵型圧力計が取付けられていること。

○高圧ガス保安法の基準に適合し、検定合格品であること。

○製造後（初回の容器検査後）１年以内であること。

○腐食しない為の酸化皮膜加工処理を内側に施していること。

○最高使用圧力：29.4MPa

○内容量：6.8リットル以上

○本体重量：5kg以下

○シリンダ保護カバー（底部）及び充てん口保護用ナットを付属すること。

○１年間の保証期間を付けること。

3　納入について

（１）納入場所及び数量　　「（別紙）備品納入場所及び数量」参照

（２）納入期限　　平成２６年２月２８日（金）

（３）納入に関する留意点

納入日時の調整を行う必要があることから、決定業者にあっては納入前に原子力安全対策課企画防災グループ鹿内主査に連絡すること。

（電話：０１７－７３４－９２５２）

別紙

備品納入場所及び数量

No.	品名	個数	六ケ所村	東通村	むつ市	横浜町	六ケ所消防署	東通消防署	弘前消防本部
	β（γ）表面汚染測定用サーベイメータ（ケース込み）	10		3	1	1	1	3	1
	電離箱式サーベイメータ（ケース込み）	2						2	
	α／β線用表面汚染測定用サーベイメータ（ケース込み）	1	1						
	中性子サーベイメータ（ケース込み）	2						2	
	防護服（空気呼吸器内蔵型）	10						10	
	空気呼吸器（本体）	10						10	
	空気ボンベ	20						20	
	合　計		1	3	1	1	1	47	1

○納入先

六ケ所村役場	六ケ所村尾駮野附４７５
東通村役場	東通村砂子又沢内５－３４
むつ市役所	むつ市中央一丁目８－１
横浜町役場	横浜町寺下３５
北部上北広域事務組合　六ケ所消防署	六ケ所村尾駮野附５３６－２
下北地域広域行政事務組合　東通消防署	東通村砂子又沢内５－３５
弘前地区消防事務組合　消防本部	弘前市本町２－１

内訳

品　　　名	規格	数量	単　価	金　額
β（γ）表面汚染測定用サーベイメータ（ケース込）	仕様書のとおり	10		
電離箱式サーベイメータ（ケース込）	〃	2		
α／β線用表面汚染測定用サーベイメータ（ケース込）	〃	1		
中性子サーベイメータ（ケース込）	〃	2		
防護服（空気呼吸器内蔵型）	〃	10		
空気呼吸器（本体）	〃	10		
空気ボンベ	〃	20		
小　　計				
消費税及び地方消費税の額				
計				

年　月　日

青森県知事　　　　殿

所在地又は住所
商号又は名称
代表者職氏名　　　　　　　　㊞
（委任代理人　　　　　　　　㊞）

入　札　書

金額（税抜）	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

品　　名　原子力防災活動資機材備品

数　　量　一式

注　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４縦長とする。

第１号様式（第６条関係）

年　　月　　日

青森県出納局会計管理課長　　殿

所在地又は住所
商号又は名称
代表者職氏名　　　　　　　　　　　　㊞
担当者氏名
連　絡　先

入札説明書等に関する質問書

公　告　日	平成２５年１２月１３日
品　　名	原子力防災活動資機材備品
質　問　事　項	

注　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４縦長とする。

第３-１号様式（第７条関係）

年　　月　　日

青　森　県　知　事　　　　殿

所在地又は住所
商号又は名称
代表者職氏名　　　　　　　　　　㊞
担当者氏名
連　絡　先

制限付き一般競争入札参加資格確認申請書

平成２５年１２月１３日付けで公告した制限付き一般競争入札に参加したいので、その資格の確認について、納入実績証明書を添えて、下記のとおり申請します。

なお、この申請書の内容についてはすべて事実と相違ないことを誓約します。

記

１　品　　名　原子力防災活動資機材備品

２　業者番号及び等級格付

（業者番号：　　　　　　　、等級格付：　　　　）

３　登録営業品目

４　申請日現在の指名停止措置の有無

有　・　無

５　誓約事項

次の各号について、誓約します。

⑴　地方自治法施行令第１６７条の４第１項の規定に該当していないこと。

⑵　同条第２項に規定する要件に該当していないこと。

注１　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４縦長とする。

２　知事が指定した営業品目が競争入札参加資格者名簿に登録されている者は、納入実績証明書の提出を要しない。

第３-２号様式（第７条関係）

納入実績証明書

年　月　日

青森県知事　　殿

所在地又は住所
商号又は名称
代表者職氏名　　　　　　　㊞

平成２５年１２月１３日付けで公告した制限付き一般競争入札に係る調達物品の納入実績は、下記のとおりであることを証明します。

記

１　品　名　原子力防災活動資機材備品

２　過去５年間の納入実績（同一の種類の物品を含む。）

メーカー名	機　種	規　格	納入年度	納入先	納入数量	備　考

３　添付書類
契約書（写）その他実績を確認することができる書類

注　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４縦長とする。

第５号様式（第７条関係）

青会管　第　　　号
平成　　年　　月　　日

　　　　　　　　殿

青森県出納局会計管理課長　　印

制限付き一般競争入札参加資格確認結果通知書

平成２５年　　月　　日付けで申請のあった制限付き一般競争入札の参加資格について、確認結果を下記のとおり通知します。

なお、入札参加資格を有すると通知された者は、入札日当日に、本通知書を持参してください。

記

１　品　名　　原子力防災活動資機材備品

２　入札参加資格の有無
　有
　無（理由　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

※　入札参加資格がないと通知を受けた者は、本通知書を受理した日から起算して 2 日以内（休日を除く。）に、入札参加資格がない理由について、書面を持参し説明を求めることができます。

注　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４縦長とする。

（参考様式）

委　　任　　状

平成　　年　　月　　日

青森県知事　殿

所在地又は住所
商号又は名称
代表者職氏名　　　　　　　　　　　印

私は、次の者を委任代理人と定め、下記件名の入札及び見積りに関する一切の権限を委任します。

受任者　所在地又は住所
　　　　商号又は名称
　　　　職氏名

代理人使用印鑑

記

入札（見積り）件名　　原子力防災活動資機材備品

入札（見積り）期日　　平成２６年１月７日

入札（見積り）場所　　県庁東棟１階　出納局会計管理課入札室